

# 鳥取県立鳥取療育園 医療安全管理指針

## 1 目的

鳥取療育園（以下「当園」とする）における医療の安全を確保するために医療安全に関する基本的考え方及び医療安全管理を推進していくための具体的体制について指針を示すことにより、適切な医療安全管理体制を推進し、安全な医療サービスの提供を図ることを目的とする。

## 2 医療安全管理に関する基本的な考え方

当園は外来部門、通園部門で発達支援等の医療的・療育的サービスを提供している機関であり、外来部門では医療機器を使用する場合がある。また、通園部門では医療的ケアを必要とするお子さん方を受け入れている。医療安全管理は利用者のいのちを守り、職員一人ひとりが医療安全の重要性を自分自身の課題と認識することはもとより、園全体での医療安全管理体制を確立し事故防止対策を図るものである。諸対策を推し進めることによって、医療事故の発生を未然に防ぎ、利用者が安心して安全な医療・療育サービスを受けられるよう環境を整え、利用者の安全を確保しつつ当園の理念に則った必要なサービス等の提供に努めていくものとする。

## 3 医療安全管理体制の基本的事項

### (1) 組織及び体制

医療安全対策と利用者の安全確保を推進するために、以下の組織及び管理責任者を設置する。

#### 1) 医療安全管理委員会

当園における医療安全管理を推進するための情報収集及び改善策の最終評価・決定を行う最高決定機関として、医療安全管理委員会を設置する。

#### 2) 医療安全管理者

医療の質と安全の確保のために、施設長から医療安全管理に係る必要な権限及び資源を付与されて組織横断的な業務を行う医療安全管理者を置く。医療安全管理者は、医療安全対策に係る適切な知識を有する看護師その他の有資格者とする。

医療安全管理者はインシデント・アクシデント報告の収集を行い、事故原因の分析や対策の立案、評価、報告を行う。また、医療安全管理に関する規程及び当園の実情に合った医療安全行為別マニュアルを策定する。そして医療安全対策に係る体制を確保するための職員研修を企画・実施する。

医療安全管理者は医療安全対策に係る患者・家族の相談に適切に応じる体制を支援する。

### 3) 医療事故調査委員会（必要の都度）

重大な事態について、医療事故か否かを判断するとともに、事故の事実の確認や発生の原因を可能な限り明らかにするために医療事故調査委員会を設置する。委員は、当該事故当事者以外の者から構成される。ただし、医療事故調査制度の対象となる事象の場合は、外部委員を招聘することを原則とする。医療事故調査委員会は必要に応じて関係者を出席させて、事情聴取、現場検証等を行うことができる。

医療事故調査委員会は事故の発生原因を可能な限り明らかにすること、事故に対する処置、対応につき検証すること、事故再発防止対策について提言を行うことが求められる。その報告書は県庁子ども発達支援課に提出するものとする。

### 4) 医療機器安全管理責任者

当園が管理する医療機器に係る安全管理のための体制を確保するために、医療法に基づいて医療機器安全管理責任者を置く。医療機器安全管理責任者は医療機器の安全使用のため研修を受けるものとする。

#### (2) 医療安全管理のための報告体制等

全ての職員はインシデント・アクシデントが発生した場合、速やかに規定書式によるレポート報告を行うことを義務とする。

報告されたレポートに基づき医療安全管理委員会等で原因分析及び改善策について検討するとともに医療等の改善に資する事故予防策を策定・周知し、再発防止を図る。また医療安全管理者は常にこれらの対策の実施状況や効果の評価・点検等を行い、必要に応じ委員会において見直しを行う。

#### (3) 医療安全管理のためのマニュアル整備等

医療安全管理のため、以下のマニュアル等を整備するとともに医療安全推進のため、マニュアル等及び改善策の見直しを継続的に行い、改正内容について職員への周知徹底を図る。

##### 1) 医療安全管理マニュアル

医療安全管理マニュアル（以下「マニュアル」）は日常業務において手順の確定・標準化が必要な項目を選び、項目ごとに記述する。また想定されるエラーや事故とそれに対する対策・対応策をわかりやすく記述する。そして、必要に応じマニュアルの見直しを検討する。

## 4 医療事故等発生時の対応

医療側の過失によるか否かを問わず、事故発生時には医療上の最善の処置を講じ、上司に報告するとともに可能な限り速やかに利用者、ご家族に誠意をもって説明する。

重要事案については、外部委員を含む医療事故調査委員会を立ち上げ、事実関係をできるだけ正確かつ時系列に整理し、詳細に検証を行い原因究明や過失の有無等について見解を

まとめる。これらを担当課である県庁子ども発達支援課に報告し、指示を仰ぐものとする。

## 5 医療安全管理のための職員研修に関する基本方針

医療安全対策の基本的な考え方や具体的方策について、全職員への周知徹底を図るために研修会を開催し、職員一人ひとりの安全に対する意識、安全に業務を遂行するための技能の習得やチームの一員としての意識の向上を図ることを目的とする。

医療安全管理委員会は、医療安全管理者が企画した研修計画を承認し、実施後の最終評価を行う。諸研修・訓練の開催結果、あるいは研修の参加実績を園内データベース（よろずメモ）の所定の箇所に記録保存する。職員は、年2回以上研修会に参加することを責務とし、常に自己啓発に努める。

## 6 利用者等相談窓口について

本指針については、当センターのホームページに掲載するとともに利用者、ご家族から求めがあった場合、問い合わせに応じる。

問い合わせ先：鳥取療育園 医療安全管理者

電話 0857-29-8889

## 7 本指針の見直しについて

医療安全管理委員会は本指針の必要な改正を行うとともに、改正時には全職員に周知徹底する。

附則

本指針は令和4年4月22日から施行する。